

協議第1号

合併の方式について

合併の方式について提案する。

平成15年6月4日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	1 合併の方式について

協 議 調 査 書

協議項目	1	合併の方式	所 管	合併協議会事務局
調整の内容				
区 分	新	設	編	入
定 義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって新たな市町村を置くことで市町村数の減少を伴うもの。		市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村数の減少を伴うもの。	
法 人 格	新たな法人格が発生する。		編入する合併関係市町村の法人格が継続する。	
合併市町村の名称	新たに定める。		通常は編入する市町村の名称となる。	
事務所の位置	新たに定める。		通常は編入する市町村の事務所の位置となる。	
市町村の長	合併関係市町村の長は、すべて失職する。		編入される合併関係市町村の長は、失職する。編入する合併関係市町村の長は、変わらない。	
助 役 ・ 収入役等の特別職	合併関係市町村の助役・収入役といった特別職は、全員失職する。		編入される合併関係市町村の特別職は、全員失職する。編入する合併関係市町村の特別職は在任する。	
一般職の職員	合併関係市町村の協議により、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。（合併特例法第9条第1項）			
議会議員	原 則	合併関係市町村の議員は全員失職、合併市町村の法定定数による新たな議員の選挙を行う。	編入される合併関係市町村の議員は全員失職し、編入する合併関係市町村の議員は在任する。なお、合併後の議員の法定定数が増加する場合は増員選挙を行う。	
	特 例	次のいずれかによることができる。 定数特例（合併特例法第6条第1項） 設置選挙において、法定定数の2倍まで増加することができる。	次のいずれかによることができる。 定数特例（合併特例法第6条第2項、第3項、第5項） 編入された合併関係市町村の区域で、選挙区を設けて編入合併特例定数による増員選挙（任期は編入先の残任期間）を行うことができる。また、さらに合併後最初に行われる一般選挙においても同様に定数増を行うことができる。 編入合併特例定数の増員数（端数は四捨五入、1未満は1とする。） 増員数 = 編入先の旧定数 × (編入される市町村の人口 ÷ 編入する市町村の人口)	

議会議員 (つづき)	特例	在任特例（合併特例法第7条第1項） 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後2年を超えない範囲で在任することができる。	在任特例（合併特例法第7条第1項、第3項） 編入される合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する合併関係市町村の議員の残任期間について在任することができる。また、更に合併後、最初の一般選挙において定数特例による定数増を行うことができる。
農業委員会 の委員 (合併市町村 に1つの委員 会を置くこ ととする場 合)	原則	合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全員失職する。	編入される合併関係市町村の委員は全員失職し、編入する合併関係市町村の委員は在任する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10人～80人の範囲で、1年以内の間、在任することができる。	編入される合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入先の合併関係市町村の委員の残任期間について在任することができる。
条例・規則		合併関係市町村の条例・規則は失効する。（暫定条例について自治法施行令3条参照）	編入される合併関係市町村の条例・規則は失効し、編入する合併関係市町村の条例・規則が適用される。

〔文案例〕

新 設	、 、 を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
編 入	、 を廃し、その区域を に編入する編入合併とする。